

西アフリカ・コートジボワール共和国における法整備支援と 司法アドバイザーの活動について

弁護士（元 J I C A 長期派遣専門家）

原 若 葉

原若葉（はら わかば）

弁護士（第一東京弁護士会所属・42 期）。慶應義塾大学法学部法律学科卒業，米国コロンビア大ロースクール修了（LL.M）。渉外法律事務所において国際取引や知財案件を中心とした実務に携わった後，任期付公務員として外務省条約局国際協定課・同経済局知的財産室などに勤務。国際協力機構（JICA）非常勤客員専門員，日本司法支援センター（法テラス）本部第一事業部長を経て，2014 年 12 月より 2017 年 3 月までコートジボワール共和国の法整備支援に携わる。

1 はじめに

当職は，2014 年 12 月より国際協力機構（JICA）の個別専門家（司法アドバイザー）として，コートジボワール共和国司法省に派遣され，約 2 年 4 か月の勤務を終えて 2017 年 4 月に帰国した。以下，この間の活動と成果の概要についてご紹介したい。



2 アフリカに向けた法整備支援と派遣の経緯

これまでに我が国が行ってきた法整備支援は，おおむねアジア諸国を対象としてきている¹。他方，2013 年に開催された第 5 回アフリカ開発会議（TICAD）において「平和と安

¹ アフリカに対する司法分野の支援は，これまで全く行われてこなかったものではない。司法分野をテーマとする JICA 課題別本邦研修におけるアフリカ諸国からの研修員の受入れに加え，まずケニアにおいて，国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）の協力を得，非行少年処遇制度研修を実施し，2009 年 10 月～2013 年 10 月までは「少年保護関連職員能力向上プロジェクト」が実施されていた。また 2010 年頃コンゴ民主共和国においてベルギーの NGO を実施機関として司法分野のプロジェクトが実施されている。そして 2013 年度から 2014 年度には本邦にて，また 2015 年度から 2017 年度まではコートジボワールにて，5 年間の協力として「仏語圏アフリカ刑事司法研修」を実施している（本文「4 刑事司法分野の人材育成に関する活動」に詳述。）。

定」が新たに我が国の対アフリカ支援の一主軸とされ、この文脈で、アフリカにおける司法分野の本格的な対応が現実味を帯びた。このときアフリカの重点地域としては5つの国や地域が選ばれ、その中にはかつて「イヴォワール（象牙）の奇跡」と云われる経済成長を経験しながら2011年末頃まで約10年間も内戦などの国内危機状態にあったコートジボワール共和国が含まれていた。同国に対しては、中断していた支援再開の契機とするべく、農業、水産、民間セクター開発など主要分野について「アドバイザー」と称する専門家の派遣が始まっていたが、いわゆるガバナンス分野に関しても、警察などセキュリティ関連項目の底上げとともに、刑事司法における人材育成と司法アクセス改善についてのニーズが認められるとのことで、現地でこれらを支援する活動を行う「司法アドバイザー」の派遣が決まった。2013年8月の事前調査ではとくに司法アクセス改善に関し「コールセンター」の設置がコートジボワール側から要請されているとのことだった。

当職は、主に海外畑の仕事に関してきた弁護士であるが、当時、国際協力機構（JICA）の客員専門員（非常勤）の身分を有しつつ、日本司法支援センター（法テラス）本部第一事業部長として、日本国内の司法アクセス改善に向けた施策のうち、市民のための法律情報提供や民事法律扶助、東日本大震災の被災者支援などを所轄し、コールセンターの担当部長でもあった。このような事情を背景に「司法アドバイザー」として2年間の予定でコートジボワールに滞在し活動を行った。従前、司法分野の長期専門家がアジア以外の地域に派遣されたことはなく、勿論アフリカでは初めての例だった。

3 司法アドバイザーのミッションと活動のかたち

「司法アドバイザー」は、ある具体的な技術協力プロジェクトの遂行のために派遣される専門家（技術協力プロジェクト専門家）ではなく、個別案件専門家（個別専門家）といわれるもので、派遣に際しては、上述のような支援目的と現地ニーズから（1）刑事司法分野の人材育成（2）司法アクセス改善、という2つの課題と当座の活動項目が指定されていた。活動を進めるにあたっては、これらの2つの課題の実現に資するよう、現地の諸状況を確認したうえで業務計画をたて、与えられた予算の範囲内でこれを具体化し実行してゆく。

コートジボワール司法省からは、JICA 専門家に対して司法省大臣官房の技術顧問（*Conseiller Technique*）²という身分が与えられ、官房の建物の一角に確保されたスペースに執務室を整えて常駐した。司法省での業務はフランス語で行う必要があるため、英語で意思疎通可能な現地女性アシスタント1名を採用し、業務は基本的に専門家とアシスタントの2人で対応した。

² ドナーの派遣による外国人専門家で官房内の身分を有していたのは当職のみである。司法省官房では5名程度の技術顧問が官房長の下で執行会議を構成していたが、当職の扱いは若干特殊で、例えばこの会議の構成員ではなかった。外国人専門家としては、EUが2011年より2015年9月まで司法省支援プログラム（PARMSJP）の専門家としてフランス人司法官1名を派遣していた。また、2016年4月より仏が国立司法研修所（INFJ）に専門家1名を派遣している。なお当職在任中の期間における主要ドナーとしては、仏、米、EU、ONU、世銀、UNICEF、赤十字、UNDP、UNHCR、UNODCが挙げられる。

4 刑事司法分野の人材育成に関する活動

(1) 仏語圏アフリカ刑事司法研修

「司法アドバイザー」による刑事司法分野の活動は、具体的には「仏語圏アフリカ刑事司法研修」の成果普及とネットワーク構築、そして現地化の側面支援であった。すなわち、上述の TICADV の宣言をうけ、既に 2013 年度より、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）を実施機関とする「仏語圏アフリカ刑事司法研修」が始まっていた。研修参加国は、ブルキナファソ、チャド、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、コンゴ民主共和国、そしてコートジボワールの計 8 か国であるが、これらはイスラム系武装組織によるテロ犯罪対策や組織犯罪対策を喫緊の課題とするサヘル地域諸国と周辺の紛争経験国のいずれかであって、刑事司法分野における世界の重点地域のひとつといえる。

(2) 研修の現地化とコートジボワール開催の実現

研修は、当初 2 回（2013 年度、2014 年度）を日本で実施した後、2015 年度からアフリカ開催を視野に入れており、コートジボワールが開催国の最有力候補とされていた。まずは 2015 年度からのコートジボワール開催を成功させるべく、第 2 回研修には参加者の人選から関与し、彼らを日本に送り込む前から帰国報告会を計画した。この報告会は同年 5 月に市内のホテルで開催され、翌年地元開催となる研修の予行演習兼対外的デモンストレーションとなり、後日の実行委員会の原型もこのときに形成された。2016 年 2 月にアビジャンで実施された第 3 回研修では、司法アドバイザーによる企画として、2 週間の本研修の後にコートジボワールの司法関係者を全国から集めた 3 日間の特別セッションを実施した。



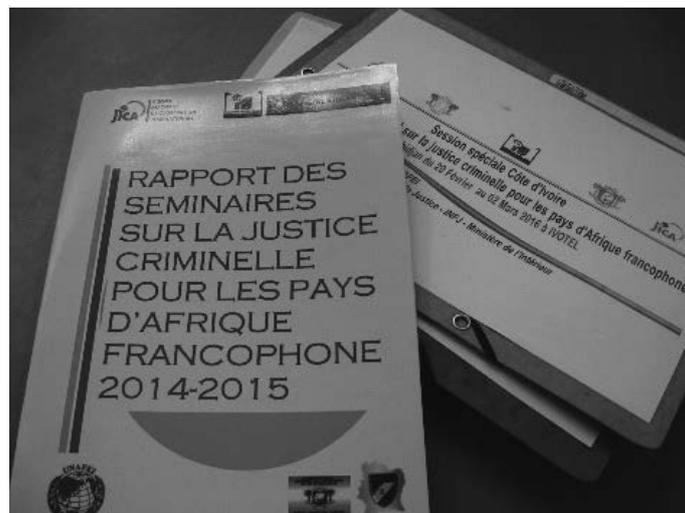
第 3 回研修の実行委員会メンバー

(3) 研修の成果普及支援

上述の報告会や特別セッションの参加者には、司法省民刑事局長の協力と采配によって全国 9 か所の裁判管轄の全てから、刑事司法手続を担う裁判官・予審判事・検察官の 3 職種の司法官がまんべんなく招集された。セミナーの評価はいずれも良好で、この参加を機に翌年日本で別途実施される課題別研修に応募し現に来日した者もいる。

しかしながら、これらに参加できる者は一部であるし、彼らによる同僚への情報共有には限界がある。そこで、元研修員のアイデアを採用し、UNAFEI の発行する研修の報告資料を参考に、報告会の成果物や本研修の資料を約 200 頁の冊子にまとめ、国内の司法官・司法警察官全体に行き渡る部数を発行した。いったん形になると、冊子はきわめて好評で、成果普及の実例として他国からの研修参加者に提供されたほか、2016 年 8 月にケニアで開催された第 6 回アフリカ開発会議（TICAD VI）のサイドイベントでも展示された。

さらに上記のハードコピーに加え、デジタル版がその後コートジボワール国立司法図書館（Centre National de Documentation Juridique（CNDJ））のウェブサイト³で公開され、ダウンロード可能となっている。これは、国連開発計画（UNDP）が 2015 年に実施した同図書館に対するデジタルアーカイブ構築プロジェクト⁴において、「仏語圏アフリカ刑事司法研修」の関連資料のデジタル化が最初のパイロット案件とされていたことによる。第 4 回研修については、研修資料自体について権利処理を行い、ウェブを通じたアクセスが可能となるよう手筈が整えられている。



第 1 回・第 2 回研修の報告資料集（左）

（4）情報アーカイブとネットワーク構築の可能性

同研修も 4 回を数え、地域において資料価値のある情報が集積されてきている。これを活かすべく、上述の CNDJ のデジタルアーカイブなどを利用した仏語版刑事司法関連コンテンツの充実が期待される。年々研修参加者の人脈も深まる中、コートジボワールの元研修員は相互の連絡もよく、国内でも良質な若手中堅司法官のチームが形成されている。彼らを中心とした地域ネットワークを育てることも可能であろうし、これらを通じ、コートジボワールを地域の司法人材育成や関連情報の中心とする可能性も十分にあ

³ <http://www.cndj.ci/cndj/>

⁴ UNDP と司法省間のプロジェクトであるが、UNDP 日本人国際職員の尽力により、JICA と UNAFEI を媒介として実現した。すなわち UNAFEI の実施する研修をパイロット案件と構成することで UNDP 本部からの財政支援が得られたもので、背景には JICA 本部・UNDP 本部間の協力関係による後押しもあった。

ると考える。

5 司法アクセス改善に関する活動

(1) 司法省におけるコールセンター設置計画

上述のとおり、司法アクセス改善支援については、当初からコールセンター設置の要請が伝えられていた。ただ、赴任時の活動項目には「コールセンター」の文字はなく、その必要性・有用性の確認から業務を開始した。2015年前半から数か月かけて関係者とのインタビューを重ねた結果、司法アドバイザーによるコールセンター設置支援に反対する声はなく、むしろきわめて有用と歓迎する意見が目立った。近年アフリカでは、携帯電話の爆発的な普及によって地方の農村に至るまで誰もが電話を利用できるようになっており、情報伝達ツールとしての有効性が高い。一般に司法アクセスの障害には、地理的・物理的障害、経済的障害、心理的障害の3つが指摘されるが、コートジボワールにおいて電話はそのすべてを軽減すると判断できた。とくに裁判所から遠距離に住んでいる方や身体障害のある方に、通話料の負担のみでセミ・パーソナルな情報提供が可能になる意義は大きい。

上記のような点につき省内のコンセンサスを確認して、司法アクセス改善の目的で市民に法律情報を提供するコールセンター⁵をゼロの段階から計画した。かかるコールセンターの立上げには、通常、①提供する法律情報、②情報提供を行うチーム（オペレーターとスーパーバイザーを含む）と業務フロー、③機材と情報処理インフラ、の3つが必要であるが、結論からいえば、これら全ての準備をなんとか整え、2016年12月5日にコールセンターは開業し、市民からの問い合わせに応じて法律情報を提供している。

(2) コートジボワールにおける司法アクセスの現状

コールセンターに関する関係者の意見には、少数であるが、受け皿の不充分さを指摘して限定的な展開を奨励するものもあった。市民の司法アクセスのインフラは、じっさい甚だ不十分なものである。まずは、弁護士の少なさ（日本の約5分の1の人口を抱えながら弁護士は1000人に満たない）と極端な偏在（ほぼ全員が実質的首都のアビジャンに集中）が目立つ。後者は国内危機の間に法律関係者の多くが避難したことがその一因であるが、いずれにしても弁護士は総じて困窮者への支援には無関心といわれ、弱者の権利保護に向けた法律分野の活動はNGOに所属する法律家が担っている。

経済的な困窮者を対象とする法律扶助（Assistance judiciaire）の制度については、民事訴訟法⁶に規定されながら、予算確保もなく数年前まで殆ど利用されて来なかった。これについては、米国の啓蒙活動などの結果、年間100件程度であるが運用に至り、2016

⁵ 情報収集の過程で、司法省内では「コールセンター」といえば人権局による人権保護ダイヤルの設置要望でもあったことが判明し、2016年1月の内閣改造による大臣交代と人権局の分離まではこの調整が課題だった。

⁶ コートジボワール共和国民事訴訟法（Code de Procédure Civile）第27条以下。

年中にデクレ（政令）⁷の発布により国内の5管轄での扶助認定が可能となり予算も上乘せされた。しかし、この対応は司法省がEUによる資金援助の一条件を確保する為にとった緊急対策であって、本格的な改善には司法アクセス法⁸の可決と相当額の国家予算の確保をまつ必要があるし、旅費が支給されない、手続が複雑すぎるなどの要改善点も多く、実用に応える制度を整えることは容易ではないと推測される。

司法アクセス関連でもうひとつ言及するべきものに「パラージュ（PALAJ）⁹」と称する取組みがある。これは、国内危機収束後にUNDP、ONUCI（国連コートジボワールミッション）、UNICEFなど国連系機関のイニシアチブとEUの支援によって、相談ニーズの高い国内西部を中心とした6か所の拠点で開始された司法アクセス改善プロジェクトであって、無料法律相談を中心に、情報提供と啓蒙、一定の場合の法律扶助などまで行う総合的なものである。女性法律家協会を中心とする国内NGOを実施機関として運営され、成功を収めており、2015年度からは仏とUNICEFの支援（期間は2年間）をうけて国内9か所で展開されている。各地の無料法律相談拠点の存続を誰もが願い、仏をはじめとするドナー側は、司法省による承継を期待しているが、その実現には予算確保のほか、専ら国内NGOにより培われた運営実体を司法省傘下に移行できるかという論点のクリアが必要であり、難航が予想される。（この例に学び、コールセンターの準備・運営に関して国内NGOの経験を必要とする場面では、司法省とNGO間の関係調整にとりわけ注意を払った。）

現在、コートジボワール司法省は、司法アクセス法（案）¹⁰を閣議に上程している。これはEUの専門家の手がけた草案を省内で加筆修正して完成されたもので、中央集中型だった法律扶助の運用を各裁判管轄におろして効率化が図られているほか、司法アクセス支援を行う機関の本部と地方の拠点において法的な情報提供やオリエンテーション活動を行うことなどが定められている。コールセンターの設置にあたっては、将来的にこれが司法アクセス法の規定する司法支援機関本部（Bureau National d'Assistance juridique et judiciaire）の一機能として組み込まれるよう意識して計画をすすめた。

（3）司法省コールセンターによる情報提供サービスの概要

司法省のコールセンターは、法律や裁判所の手続などに関する一般市民の困りごとに関して質問を受け付ける問い合わせダイヤルであり、位置づけとしては「法律情報提供サービス」として設計されている。（つまり電話による法律相談ではない。）オペレーターにはあえて法律のバックグラウンドのない者が選ばれているが、後述のようにQ&Aが整えられており、また情報提供を確実にを行うため、法学修士号を有し裁判所の書記官経験のある司法省民刑事局の職員がスーパーバイザーとして彼らをサポートしている。

⁷ 2016年10月12日付政令第781号（Décret N° 2016-781 du 12 Octobre 2016）。

⁸ 脚注10参照。

⁹ 正式名は「コートジボワール国における法及び司法へのアクセス改善支援プロジェクト（Le Projet d'Appui à l'Amélioration de l'Accès aux Droits et à la Justice en Côte d'Ivoire）」であるが、パラージュ（PALAJ）の通称で知られる。

¹⁰ 正式名は「司法支援と法律扶助に関する法律（Loi relatif à l'assistance juridique et judiciaire）」。

市民からの問い合わせに対してコールセンターで提供する情報は、第一に、法律問題や手続の平易な解説、第二に、次に行くべき窓口である。前者については、予めよくある質問分野を想定した Q&A を用意し、この Q&A の範囲内で回答を行う。後者については、関係機関リストが作成されており、例えば所轄の第一審裁判所の書記官室の電話番号を教える。電話の対応の仕方についてはマニュアルを作成し、コールセンターの開業を前に、オペレーターやスーパーバイザー、現場責任者に対して研修が行われている。

「小さく生んで大きく育てる」ことを念頭に、オペレーターは最小規模の 2 名（交代要員を含めると 4 名）とし、営業時間は官公庁の窓口の時間にあわせて午前 8 時から午後 4 時とした。いずれも受電状況に応じて拡大を視野に入れており、例えばオペレーター 4 名までは容易に追加可能な機材が提供されている。

Q&A の作成にあたっては、コートジボワールにおけるよくある質問を確実に反映するものとなるよう、後述のように頻出分野を確認したうえで市民との相談経験の豊富な女性法律家協会などの NGO に素案の作成を依頼し、これを司法省の Q&A 作成委員会が推敲して完成させた。Q&A 作成委員会の会合にはオペレーター予定者も同席して理解も説明もできる内容であることを確認しながら作業した。（さらに事前研修では NGO のベテラン実務家チームによる集中講義とロールプレイによる実践練習を行った。）Q&A の補充と調整は開業直前まで続き、最終的には約 700 問に及ぶ以下のような構成のものとなった。

裁判などの手続：134 問（民事 29，商事 12，行政 19，労働 16，仲裁 18，刑事 40）

司法関係機関とその機能（裁判所や書記官，弁護士の役割など）：79 問

法律扶助：21 問

主要実体法：423 問（家族 180，民法一般 23，商事 49，労働 41，土地 69，刑事 61）

その他：42 問

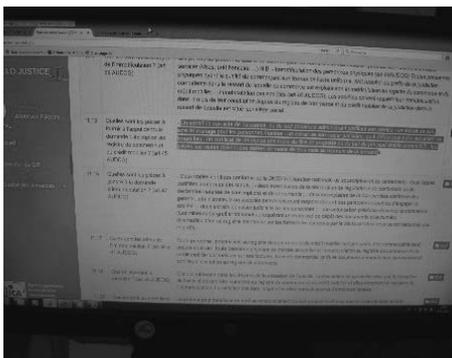
これらの Q&A は、コールセンターのシステムに内蔵され、パソコンの画面からキーワード検索が可能である。紙媒体にするとバインダー約 1 冊分で、コートジボワールの法制度の仕組みとよくある法律問題が網羅されている。オペレーターは電話対応の終了後、これもパソコン画面上の登録フォームに、問い合わせ内容や提供した情報の概要を記録してゆく。個々の Q&A や関係機関にはナンバリングが施してあり、分野ごとの分析や、地域、性別などの属性に応じたデータの抽出なども可能である。ちなみに、2017 年 3 月までの統計によれば、最も問い合わせが多い分野は、家族法と身分法（市民権を含む）であった（48 件）。民事系では、これに権利義務関係（24 件）、労働法（16 件）、土地法（9 件）が続く。他方、刑事法や刑事手続の照会もかなりみられ（24 件）、市民社会の安定感が完全に国内危機以前の状態に戻るには、あと一步の前進が必要な社会状況にあることが伺えた。

コールセンターの利用は、開業直後に 1 日 25 件を記録した後、数件以下の日が続き、2017 年 3 月の段階では、利用促進が最大の課題であった。これは予算の関係で司法省が開業後に一度もコールセンターのマス広告を打てなかったことの影響が大きい。このた

め 12 月の開業から 3 月中旬までの受電数は合計で 200 件弱であったが、2017 年 4 月下旬にテレビ番組で紹介され、その翌週の 5 日間で 182 件、その後の 1 か月でさらに 378 件の情報提供が行われたとのことであり、今後の伸びに期待している。



司法省コールセンターにて
(第 4 回刑事司法研修関係者の来訪時)



Q&A のキーワード検索



オペレーターの手元の様子

(4) 司法アクセス改善にかかる日本の経験の共有

このような「情報提供サービス」としてのコールセンターの位置づけや運営の仕方は、日本の法テラスによる情報提供業務の内容をモデルにしている。よくある質問について Q&A を用意し、オペレーターがパソコンで Q&A を検索しながら回答し、問合せの内容をパソコンに記録して統計化することなども法テラスと同じである。後述のように電話だけでなく様々な方法で情報提供を行う点も日本の例が参考となった。他方、コートジボワールの司法省のコールセンターであるから、提供されるのはコートジボワールの法制度や手続についての情報であるし、例えば、現地におけるよくある質問を確実にフォローしていなければならない。これについていえば、計画段階において、法テラスの統計や質問リストにみられる「よくある質問」の項目を仏訳して提供し、相談経験豊富な現地の関係者にコートジボワールにおける頻出分野を洗い出してもらった。その結果、日本と同様に家族法や労働分野のニーズは高いが、借金に関する質問は殆どみられないことや、土地に関する項目が国内西部を中心に深刻な社会問題であること、小規模の個人事業を営む人が多く商事関係の基礎的な質問も多いことなどが判明した。上述した

Q&A の素案は、こうして抽出された主要分野を軸に作成されている。個々の Q&A 自体は、全問を通じ今回のコールセンターのために現地の法律家が書下ろしで起案しているが、計画段階では、参考として法テラスの Q&A から「浮気」と「解雇」についての問を選んで仏訳し司法省に提供した。

なお、これらの作業を通じ、司法制度改革で策定された総合法律支援構想は、それなりによくできたモデルであるとの印象をもった。法テラスが行う業務は、司法アクセス改善に必要な項目を概ね網羅し、総合法律支援法¹¹は法テラスがそれらの業務を行うことや国の責務を明確に規定している。具体的な施策も、欧米先進国の先例を参考にしながら検討されたものが多い。この制度設計に至る経緯と実務運営の悩みを事実として共有したとき、先方司法省にも欧米ドナーにも理解が得やすく、多くの場合有益であったことを付言しておきたい。

(5) 法律情報提供サービスの展開

上述のとおり、コールセンターで提供する法律情報のコンテンツは、Q&A と関係機関リストの形で用意したが、これらのコンテンツは、電話だけでなくウェブサイトや紙媒体など複数の媒体で提供することを当初から計画していた。情報提供のチャンネルにはいずれも長所と短所があり、コールセンターも例外ではない。また上述のコールセンターの3要素の維持（すなわち、法律情報のアップデート、持続的な労務管理及び IT インフラ確保）が容易でないことは日本で経験済みであり、折角の法律情報を提供できなくなるリスクを減殺したかった。

そこでまず、Q&A はウェブサイトでも公開することとした。これには司法省関係者も異論はなく、開業時点からコールセンターの広報用資料や待受けメッセージではこのことを前提に司法省のウェブサイトのアドレスに言及している。

次に、法テラスの情報提供用リーフレットをモデルに、Q&A をベースとした三つ折りパンフレットを8つのテーマで作成した。具体的には、実体法に関して①家族法、②土地法、③労働法、④商事法の4点、手続関係について⑤裁判所の手続、⑥法律扶助、⑦犯罪被害者のための手続、の3点、そして⑧コールセンターの利用と司法アクセス、である。パンフレットならではの工夫も加えられており、例えば⑥法律扶助は、後述するユプゴン住民との会合時のエピソード（制度の存在を誰も知らなかった）から書き起こし、これ一冊で扶助手続の申請書も兼ねる内容となっている。掲載する法律情報は、司法省民刑事局が改めて推敲し、局長自らマンガの吹き出しにまで手を入れた。外見は視覚的にコートジボワール人好みとなるよう、現地の作家によるデザインとイラストを施している。今後の司法省による持続的な活用を念頭に、表紙にはあえて JICA のマークを出していないが、持続可能な開発目標（SDGs）第16.3項の「すべての人々への司法への平等なアクセスの提供」を意識したキャッチフレーズについては、どのパンフレットにも掲載した。

¹¹ 平成16年6月2日法律第74号。



法律情報提供パンフレット

当職の理解では、コールセンターの支援に関して最も意義深いのは、ハコモノの設置ではなく、司法省といういわゆる官の側に市民向けの法律情報コンテンツが1セット用意されたことである。Q&Aもパンフレット類も、今後は彼らが自主的に改訂版をつくり活用してゆけるよう、全てのデータを司法省に引渡し済みである。さらなる展開の可能性としては、このコンテンツなどを利用して第三国での司法アクセス改善支援を行うことや、その際にコートジボワールによる南南協力が実現することも、期待したいところである。

(6) コールセンターに対する市民の反応

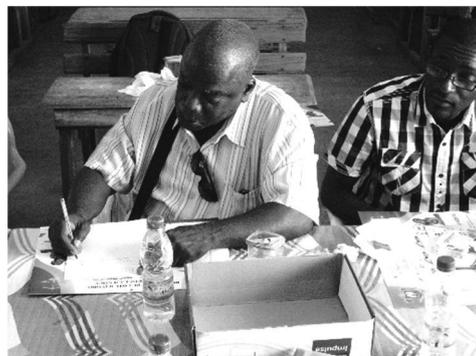
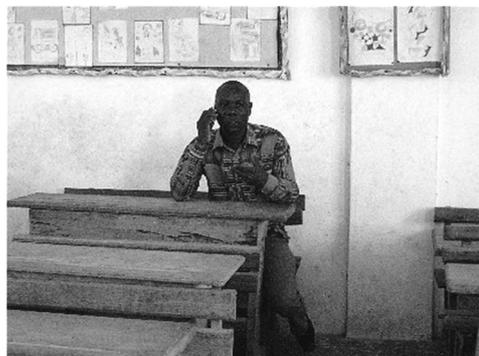
ここで、市民の反応をご紹介しておきたい。コールセンターの計画段階だった2015年10月下旬、JICAコートジボワール事務所のご協力により、アビジャン郊外ユプゴン地区で実施中の平和構築分野のプロジェクト¹²の住民委員会メンバーを対象に、質疑応答形式によるニーズ調査を行った。その結果、会合に参加した10数名のほぼ全員が、家族や労働関係、賃貸借、土地問題など何らかの日常の法律問題を抱えており、それでいて当該問題を法律家に相談する手立てのある者は誰もいないことが分かった。質疑の後半、司法省ではかかる状況に対処するべく情報提供のためのコールセンター設置を計画していると伝えると、全員が趣旨に賛同し、コールセンターが開設されたら必ず利用すると答えた。

そこでコールセンターの運営開始後の2017年3月中旬に、再びユプゴンを訪問し、同じ住民委員会メンバー達にコールセンターの開設を報告した。彼らの問題状況には殆ど変化がないとみられ、そのうち3人は今すぐにでも電話をかけたいと申し述べた。そこで、その場でコールセンターに電話を入れてもらい、感想を聴取したところ、いずれも問題の解決に向けて一歩前進するための具体的な情報を何か得た様子で、こちらの想像以上に満足度は高く、コールセンターを称賛するコメントを残した。その日は全員が口コミによる広報を約束し、電話番号を印刷したカードの束を持ち帰った。

以上はあくまで一例であるが、コールセンターの行う情報提供によって、一般市民の

¹² 大アビジャン圏社会統合促進のためのコミュニティ緊急支援プロジェクト（通称COSAY）。対象地域のアボゴ・ユプゴン地区は内戦時に大きな影響を受けた。

司法へのアクセスが一步改善し、あるべき手続に則って困りごとが解決されたり、それが平和な社会の再構築に資する場合もあり得ると一応確認することができた。(ユプゴンで電話をかけた者のうちの一人は、内戦時に生じた事件にまつわる問題を抱えていた。)



ユプゴン住民とのフォローアップ会合

6 おわりに

2年4か月の活動を通じ、我が国の経験共有をベースとする日本の法整備支援は、アフリカでも十分受け容れられるし、日本ならではの存在感のある活動も可能だと感じた。司法アクセス改善支援については、持続可能な開発目標（SDGs）の第16.3項において「すべての人々への司法へのアクセスの提供」が謳われ、実施中の活動を後押しされた格好となった。十数年後のコートジボワールにおける同項目の実現状況を楽しみに待ちたいところである。

最後に、活動期間中にお世話になったご関係の皆様へ、改めて御礼を申し上げます。十分に書き尽くせていない点は多くありますが、拙稿が幾らかでもご参考になれば幸いです。なお、主観を含む記述はいずれも個人的な見解であることを申し添えます。